

平成22年9月13日

電気通信事業者様

西日本電信電話株式会社

共同収容におけるハーフダクト方式の適用条件の拡大について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社の地下管路等の共同収容に係るハーフダクト方式の適用について、下記のとおり適用条件を拡大しますのでご連絡申し上げます。

敬 具

記

1. 概要

従来、1条の管路にケーブルを2条敷設するハーフダクト方式については、原則、管路の中にケーブル保護用可とう管(以下、「インナーパイプ」といいます。)をそれぞれ敷設し、その中にケーブルを収容すること(以下、「従来方式」といいます。)としていましたが、既存ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路についても、以下に示す一定の条件でハーフダクト方式を認めることといたします。

2. 実施条件

既存ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路でのハーフダクト方式(以下、「本方式」といいます。)の実施条件は、以下のとおりといたします。

(1) 既存ケーブルの所有者が当社の場合

当社の管路に空きが無く、且つ従来方式による共同収容が可能な管路も無い区間であること。

当社の管路が標準内径 75 mm であって、その中に収容されている当社既存ケーブルが標準外径 36 mm以下であること。

施工にあたり、標準内径 30 mm 以下のインナーパイプ(当社仕様のものでします。)を敷設張力 980 N 以下で敷設し、その中に収容するケーブルは標準外径 24 mm 以下とすること。また、当社による立会い又は当社が工事受託する等、当社の管理・監督のもとで実施すること。

個別の管路の設備状態によっては、既存設備を傷つける等、既存設備の安全性を確保できない場合があるため、上記 ~ の条件を満たしていても、共同収容が困難な場合があること。

- (2) 既存ケーブルの所有者が他事業者様(以下、「先行他事業者様」といいます。)の場合
先行他事業者様が定める条件に従って共同収容を実施すること。

3. 本方式に係る管路の設備使用料

先行他事業者様が本方式による共同収容を承諾、並びに実施した場合には、先行他事業者様に対して通常の設備使用料の2分の1相当額をケーブル1条あたりの設備使用料として適用いたします。

4. 本方式に係る主な手続き

先行他事業者様と本方式での共同収容をご希望される場合には、先行他事業者様のご連絡先の情報を提供させていただきます^(*)ので、先行他事業者様の承諾を得て、工事実施までに同意書をご提出ください。

- * 先行他事業者様においては、ご連絡先の情報を提供することについてご了承いただきますようお願い申し上げます。

お申込み先: 共同収容業務窓口

(NTT西日本代理人: NTTインフラネット ルートデザイン室 03-6381-6451)

5. 実施時期

本周知後、実施いたします。

6. その他

- (1) 当社ホームページで公表している「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」については、改訂の上、別途公表いたします。
- (2) 当社は、今後も共同収容の更なる利用促進に努めてまいります。また、共同収容の利用等に関しご要望があれば、当社担当者までご連絡ください。

以上

【本件に関する連絡先】

西日本電信電話株式会社 相互接続推進部 接続営業部門の各担当へお問合せ願います。

(参考) 本方式のイメージ(点線部分は新たに設置する設備)

